

道労連NEWS

発行日：2018.02.17



発行：北海道労働組合総連合 〒003-0805 札幌市白石区菊水5条1丁目4-5 Tel：011-815-8181

札幌学院大学で 「無期転換権」実現

「5年雇い止め」やめさせ、安定雇用を勝ち取る！

札幌学院大学教職員組合(片山一義執行委員長)は2月14日の団体交渉で、契約職員と特別任用教員について無期転換権する旨の回答を引き出しました。無期転換後の労働条件については組合と協議をすすめ、2018年度前期中に就業規則を整備していくことも確認されました。また一つ、道内の大学で勝ち取った大きな成果であり、まだ「5年雇い止め」を撤廃していない大学に対する包囲網を狭め、雇用継続を望んでいる労働者や奮闘している大学職組の仲間たちを激励する貴重な成果です。札幌学院大学教職員組合の取り組みを紹介します。

「絶対に譲れない要求」～雇い止め野放し、許されない

組合は、無期転換権が実現されていなかった一般契約職員の無期雇用転換を求め、1月29日に理事会に対する緊急の要望書を提出。「本学『契約職員就業規則』は『法の潜脱』が明らか」と厳しく批判し、「5年雇い止め」をやめるよう迫りました。

しかし理事会は、2月7日付け回答書において、「大規模な組織再編」と「中期的な人事計画」の必要性に言及し、「全体像が明らかになっていない中で無期転換のみに特化した緊急対応を行うことは適当ではない」と無期雇用転換を否定しました。

組合は、2月8日に執行委員会を開催。執行部は理事会の回答に対し、「労契法18条1項の趣旨に悖る雇い止めを野放しにすることは許されない」「労働者に対する基本的な権利の保護のみならず、大学の社会的責任を果たすという観点からも容認できない」「絶対に譲れない要求」として、無期雇用転換権の確立を求めて即座に団体交渉を要求しました。

「これぞ労組の力！」～団体交渉で「無期転換」を勝ち取る！

組合執行部が「絶対にゆすれない要求」として臨んだ2月14日の団体交渉において、常任理事会から「契約職員について、労働契約の更新回数を4回に制限している『契約職員就業規則』を改定し、本人が希望すれば無期転換を可能とする制度を2018年4月1日から施行する」との回答を引き出しました。「5年雇い止め」を許さず徹底した姿勢でたたかい、無期転換を拒否した理事会の不当さを正したことは、労働組合の意義と役割を内外に示すものです。札幌学院大学教職員組合の力で勝ち取った大きな成果です。

道内の大学では、まだ「5年雇い止め」を撤廃していないところがあり、北海道大学もその一つです。大学としての社会的責任を果たし、安定雇用実現のリーディングケースとなるべきです。「5年雇い止め撤廃」に応じていない北大に対し、無期雇用転換の確立を求める世論と運動をいっそう広げましょう。

道労連は引き続き、無期雇用転換をすすめる社会的キャンペーンを全力で取り組みます。